

議題 3

代決報告第4号

令和2年3月4日提出

市長の権限に属する事務の一部の補助執行について

市長の権限に属する事務の一部の補助執行について、令和2年2月28日付けで別添のとおり代決により実施することとしたので報告する。

市長の権限に属する事務の一部の補助執行について

1 補助執行を受ける事務

学校施設整備基金に関する事務

2 承諾する理由

- (1) 廃校となった小河内小学校跡施設を民間事業者の有償貸与するに当たり、校舎等建設時に受領した国庫負担金のうち返還すべき国庫負担金について、当該相当額を学校の施設の整備に充てるための基金に積み立てることにより返還が不要となるため、広島市学校施設整備基金条例により学校施設整備基金が設置されることとなった。
- (2) 今回の協議は、当該学校施設整備基金に関する事務について、学校施設等の管理に関する事務を行っている教育委員会事務局職員（施設課）において補助執行させようとするものであり、行政の効率の向上及び一体性の確保を図る上で適当と認められることから、これを承諾しようとするものである。

3 実施期日

広島市学校施設整備基金条例の施行の日（令和2年2月28日）

<参考>

地方自治法第180条の2

普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。